

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（以下「財団」という。）が行う農地中間管理事業において、農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の共通事項において借賃の減額を定めているが、具体的な借賃の減額を行う場合の事務処理を定める。

1 減額となる事由

- (1) 農作物が災害等によって、著しく減収となった場合
- (2) 圃場整備事業等によって耕作ができない場合
- (3) 農地等の条件が著しく悪く、それが貸付者の責による場合（貸付者が事前に財団を通じて説明していた条件を除く）

2 減額となる対象借賃

原則、事由の発生した年度の借賃において、減額するものとする。翌年度以降も減額を希望する場合は、年度ごとに事務手続を行うものとする。

3 事務手続

(1) 1の減額となる事由により当該農地等において栽培した農作物の減収が見込まれる場合は、借受者は賃料の減額を申請することができる。（様式1「借賃の減額申請について」）

この申請は、減収が明らかになった時点でかつ借賃の引き落とし事務までに行う必要があることから早急に行うこととする。（10月末までに財団に申し出ること）

財団は必要に応じて収穫時までに貸付者、借受者、市町及び農業委員会が同席の上、実際の収量について現地調査を実施するものとする。現地調査を行うにあたり貸付者が遠方等を理由に同席できない場合は、財団に一任するものとする。

(2) 財団は市町の意見を聞いた（様式2「借賃の減額について（照会）」）上で、減額申請が妥当と判断した場合には、貸付者に協議を行うものとする。（様式3「借賃の減額について（通知）」）

なお、申請内容が妥当でないと判断した場合には、その旨、借受者に連絡する。（様式4「借賃の減額について（通知）」）

(3) 貸付者は、賃貸借契約の減額に係る意向を財団に回答するものとする。（様式5「借賃の減額について（回答）」）

(4) 財団は、貸付者から同意の回答があった場合は、減額に係る内容を関係機関に通知する。

(5) 財団は、貸付者から同意できない旨の回答があった場合は、妥当な賃料について農業委員会に意見を求めるものとする。（様式6「借賃の減額について（照会）」）

財団は農業委員会の意見に基づき変更した内容を、貸付者、借受者及び関係機関へ通知する。

（様式7「借賃の減額について（通知）」）